

阪市ま第68号
平成26年 7月 9日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

阪南市長 福山 敏博

2014年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、この度、貴団体よりご要望いただきました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】

少子高齢化社会や地方分権の進展に伴う多様な行政課題に対応するためには、限られた人材と財源をいかに活用するかが重要です。

市民ニーズを的確に捉え、効率的かつ効果的な行政経営を実現していくためには、職員と組織全体の能力を向上させることにより、少数精鋭の組織体制を確立することが必要であります。

そのため職員定員管理計画に基づき、職員の適正管理を進めるとともに、職員一人ひとりと組織全体に対し、これまでの考え方や仕事への取り組み方の転換を求めることを基本姿勢とした阪南市人材育成基本方針に基づき、めざすべき職員像の「行政のプロフェッショナルとしての使命と責任を果たすため、自ら考え、果敢に挑戦する職員」の育成を図ります。また、臨時職員についても研修機会の拡充に努め、職員の資質とやがいの向上に努めてまいります。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などの創設・拡充をすること。一部負担金減免を実際に使える制度として、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれらの減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフレットなど今年度の広報物の今年度版の現物当日参加者全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

【回答】

国民健康保険特別会計は、単年度の収支均衡を図るため医療費等の動向を考慮し保険料を賦課することになっています。一般会計からの繰入については、市全体の財政状況を踏まえつつ、国保財政の累積赤字の解消に向け、法定外繰入を行っています。

低所得者・寡婦・障がい者の方の減免は、従前から行っていますが、制度の拡充や一部負担金減免制度については、医療費の動向や国保財政の状況を踏まえる必要があります。

また、減免制度の周知は、7月賦課通知の際のお知らせ文に記載しています。

なお、生活保護基準引き下げによる影響はありません。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納していても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法第15条・国税徴収法第153条にもとづき、無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

本市は、きめ細やかな納付相談を行っており、その相談を通じて状況に応じ分納誓約や短期被保険者証の交付等の対応を行っています。

高校生世代以下（18歳未満）の被保険者については、納付義務者が滞納していても、法令に基づき、有効期限が6カ月以上の被保険者証を交付しており、有効期限内に交付しています。

また、滞納処分については、法令を遵守するとともに、納付相談を行い個々の状況に応じて、滞納処分の停止を行っており、生活保護世帯については、原則執行停止等を実施しています。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

国・大阪府からの通知等については、引継担当者が業務内容を説明する際に、概略等について、説明するようにしています。

また、各種国保制度の研修を受講し、各自が根拠法令等の習得に努めています。

さらに、国保担当者ハンドブックや国民健康保険質疑応答集を常備し、担当者がいつでも、通知文等を調べられるようにしています。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】

生活困窮世帯に対しては、生活保護担当課や社会福祉協議会と連携を図っています。

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

【回答】

運営協議会の会議については、公開するとともに、傍聴者の方にも資料を配布しています。なお、開催日及び開催場所については、ホームページ等にて広報しています。

また、協議会終了後は議事録を作成し、資料とともに公開しています。

- ⑥ 2015 年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回答】

大阪府広域化支援方針は、国民健康保険の運営の広域化や財政の安定化を目的として、収納率の目標設定や医療費適正化の取組みなどを推進するための方針として、大阪府が国民健康保険法第 68 条の 2 に基づき策

定したもので、各市町村は本方針に基づき取り組むこととされています。
「共同安定化事業」の算定方法については、市町村の意見を聴くこととされており、会議を通じて、自治体間に著しい差が生じないように求めています。

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

ペナルティについては、国に対し、引き続き要望しています。

また、ペナルティ分については、老人等医療費助成事業実施繰入金として、一般会計から繰り入れを実施しています。

- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】

経済的な理由により適切な医療を受けられない方々に対しては、個別相談を行い、生活保護をはじめ、無料低額診療事業などを案内しています。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

特定健診については、国の基準に基づき実施していますが、国の効率的・効果的な実施内容等の検討状況について、その動向を注視いたします。

また近隣自治体間では、阪南ブロック特定健診・特定保健指導担当者会議で定期的に情報交換を行うとともに、大阪府国保連合会等が主催する研修会にも積極的に参加しています。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

がん検診については、胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診を実施していますが、受診率向上と早期発見に帰するため、各種がん検診の自己負担を、平成24年度よりすべて500円以下としました。また、市（府）民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方に加え、阪南市国民健康保険被保険者も自己負担を無料としております。

また、特定健診は、事業開始当初より自己負担を無料とし、平成23年度からは特定健診と各種がん検診のセット検診を実施しています。

受診者がより受診しやすいようセット検診の種類や、受診日を増やすなど、充実を図っています。

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

【回答】

人間ドック助成については、平成26年度から、健診費用の8割を助成しています。なお、上限は人間ドック33,000円、脳ドック24,000円、人間ドックと脳ドックの併用の場合は57,000円です。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】

より多くの方に受診していただけるよう、集団健診については、年19回の日程を設定し、土曜日にも実施しています。

また、府内の医療機関でも集団健診と同様に無料で受診していただけるよう、大阪府医師会の協力のもと個別健診を実施しています。

4. 介護保険について

- ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

【回答】

第5期介護保険事業計画の見通しについては、現在、次期計画策定過程において分析等を進めています。

なお、第6期計画における介護保険料については、今後の計画策定作業の中で検討していきます。

また、一般会計からの繰り入れによる介護保険料の引き下げについては、介護保険法に定められている負担割合を超えての繰り入れは考えていません。

なお、独自の低所得者の保険料減免制度の改善については、他市の動向を注視していきます。

- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること。

【回答】

国庫負担割合の引き上げ要望については、他市の動向を踏まえ検討いたします。

- ③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべてのサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること。

【回答】

平成26年3月現在要支援者の介護予防訪問介護利用者は341名、介護予防通所介護利用者は180名です。

介護保険法等の改正に伴う予防給付の見直しについては、平成29年4月までに新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）として、第6期介護保険事業計画に位置づけていきます。

- ④ 利用者負担割合を引き上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

【回答】

利用者負担割合については、国の制度改正等を踏まえ対応していきま

す。

また、低所得者の介護保険利用料軽減と資産要件及び、国制度化までの対応については、他市の動向を注視してまいります。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】

施設・居住系サービスは、介護保険事業計画に基づき整備を推進しています。

また、サービス付き高齢者向け住宅をはじめ高齢者住宅等の実態把握に努め、悪質な件については大阪府や関係機関と連携し、規制等について要請してまいります。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

各事業者には、介護保険法や政令、規則、厚生労働省通知と合わせて平成21年4月に改正された大阪府版「訪問介護サービス内容に関するQ&A」に基づいて必要なサービスを提供するよう指導しており、市町村独自のローカルルールはありません。

- ⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1ヵ所設置すること。

【回答】

第6期介護保険事業計画策定についても、住民懇談会を開催し、日常生活圏域ごとの課題を抽出し計画を検討いたします。

また、地域包括支援センターは、現在市直営として1ヵ所設置しています。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービ

スを優先することなく厚生労働省通知（平成 19 年 3 月 28 日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

【回答】

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障がい者の支援プランを作成した際に、介護保険の支給限度基準の制約から介護保険サービスのみでは必要と認められる支援が受けられない場合に限り、障がい福祉サービスを支給しています。

- ② 64 歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回答】

現在、阪南市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業を行っていますが、今後の施策については、他市の動向を踏まえ検討してまいります。

6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反しないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害などの人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

本市では、「標準数」に基づくケースワーカーを、平成 3 年の福祉事務所発足時から社会福祉主事任用資格を持っている正規職員として配置し、支援を行っています。阪南市人材育成基本方針に沿って研修を実施し、福祉専門職としての知識と技術を活かし、最低生活の保障と自立助長を支援しております。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。

【回答】

本市では、「生活保護のあらまし」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明したしおりにし、カウンターに配架しています。申請用紙については、添付していませんが、面接相談において、セカンド

セーフティネット支援を含めた要件を十分に説明し、権利・義務の周知徹底、必要な助言に努めています。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

【回答】

就労については、稼働能力がある場合において支援を実施しています。生活保護受給者等就労自立促進事業を活用したハローワークとの連携や、就労支援専門員を配置した支援を実施しています。自治体として生活保護受給者に仕事の場を確保することについては実施していません。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通りに支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

本市においては、個別に移送費の給付決定に関する審査を実施し、給付決定しています。「生活保護のあらまし」には明記していませんが、保護開始決定後の制度説明において被保護者に丁寧に説明しています。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】

医療証の発行交付は行っていませんが、閉庁時や急病時に被保護者が受診出来なかった事例はありません。医療機関が被保護者であることの確認連絡が必要な場合、守衛から緊急連絡網にて連絡があり対応しています。

「通院医療機関等確認制度」については導入していません。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】

自動車の保有については、実施要領に基づき一定の要件が定められておりますので、画一的に取り扱うことなく個々の事案にそって保有可否を決定しています。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

本市においては、配置も実施もしていません。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

介護扶助運営要領に基づき適正に実施、支給しています。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並みに(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

乳幼児の医療費助成制度については、平成26年度から、入院医療費の助成対象を中学校卒業年度末までに拡充しています。なお、自己負担額については、持続可能な制度とするため必要な措置であると考えており、府の補助金制度に沿って規定しています。

今後につきましては、引き続き、国には公費助成制度の創設を、府には対象年齢の拡大と所得制限の撤廃を要望してまいります。

- ② 妊婦検診を全国並み（14回、11万円程度）の補助とすること。

【回答】

妊婦健診については、国の妊婦健康診査の内容に基づき、受診助成の拡充を行っているところです。

平成26年度は、1回の健康診査の助成額を3,500円から4,000円に引き上げ、14回分の受診券を交付しています。また、クラミジア抗原検査2,100円、HTLV-1抗体検査2,290円と5,300円のフリー券4回分（昨年度は超音波検査のみ使用。）を追加し、現在1人あたり81,590円の公費負担を実施しています。

今後とも、近隣市町村の動向を注視してまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみる。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引上げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また影響が出ないようどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回答】

就学援助の適用条件については、生活保護基準の1.1倍とし、世帯員の年齢、世帯員構成を考慮した上で、前年度所得（6月1日課税分）を用いて判定しています。認定後は、9月・1月・3月に支給しています。

申請手続きについては、4月から通年各学校及び教育委員会窓口にて随時申請受付を実施しており、経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、法令に基づき就学に必要な経費の支給をしています。

また、平成25年度に対象であった世帯等については、平成25年8月以前の基準を踏まえ認定をする予定です。

なお、保護基準の引下げの影響については、援助申請の審査中であるため、未確定の状態ですが、大きな影響がない見込みです。

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

家賃補助の制度化は困難であると考えます。

- ⑤ 独自の「こども手当」など現物支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

国独自の制度化は困難であると考えます。

なお、市独自の子育て支援として、2歳になるまでの乳幼児のいるご家庭に、市指定ごみ袋を配布しています。

- ⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

【回答】

本市の中学校給食におきましては、安全で栄養バランスと必要なエネルギー量のとれた給食を安定して提供することが、生徒の健康・体力・学力の向上をはかる有効な施策であると考え、給食提供方式の決定にあたり、「保護者の負担減と就労支援、子どもたちの学校生活時間の充実、安定した学校運営と教育活動の充実をはかる」といった視点から、各方式のメリット、デメリットを踏まえ、検討を重ね最終的にデリバリー方式と決定して、平成26年1月からの試行期間を経て平成26年4月から完全給食・全員喫食によるデリバリー方式で実施しています。

- ⑦ ここ10年間の人口流入・流失についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

【回答】

本市における人口動態は、平成16年12月末の人口59,563人から平成25年12月末57,422人に2,141人の人口減となっており率では、3.6%の減少となっています。

平成16年から20年までの5年間は、自然動態の増減はおおむね均衡を保っていましたが、平成23年以降は、毎年死亡が出生を100人以上上回っています。主な要因は、出生減によることが大きいと考えられます。

社会動態の増減については、10年間の転入が17,252人、転出が19,437人で2,185人の転出増で、年平均218人となっています。主な要因は、丘陵地区の大規模開発が一段落したことが大きいと考えられます。

少子化対策や現役世代の定着には、少子化対策として次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、保育サービスや地域における子育て支援の充実を図るなど、人口減少社会を見据えた施策展開を行っています。

また、現役世代の定着には、阪南市スマートウェルネスシティ基本計画に基づき、高齢になっても地域で生き生きと、生きがいを持って暮ら

せる社会を実現するため、健康づくりと防災・減災や都市基盤整備等のまちづくりを連動させた施策展開を行っています。

【担当部署】

阪南市役所 TEL 072-471-5678

- <健康部> 介護保険課（要望4の①～⑦）
保険年金課（要望2の①～⑧、
3の①②③④、7の①）
健康増進課（要望3の②、7の②）
- <福祉部> 市民福祉課（要望5の①②）
こども家庭課（要望7の④⑤）
生活支援課（要望6の①～⑧）
- <市長公室> 人事課（要望1）
- <生涯学習部> 教育総務課（要望7の③）
学校給食センター（要望7の⑥）
- <総務部> みらい戦略室（要望7の⑦）
市民協働まちづくり振興課